

配信日時	2026/1/27 18:01:04	送信ID	15988
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名
【川崎市からのお知らせ】情報公表制度に係る経営情報の報告に関して
本文
市内 指定障害福祉サービス等事業者 管理者 各位 日頃から、本市障害保健福祉施策に御尽力いただきありがとうございます。 標記に関しては、令和6年度決算情報を令和8年3月31日までにご報告いただくよう、令和8年3月3日の通知でお知らせしているところです。 既にシステム上でご報告いただいている事業所の方より、 (1)既にシステム上で申請しているが、承認がまだされていない。 (2)一度申請をしたが、差し戻し状態になっている。 ということでお問い合わせを複数件いただいています。 (1)、(2)の事例につきましては、令和8年3月31日までに一旦ご報告をいただいていることから、今後修正のやり取りが生じた場合であっても、受付のタイミングとしては令和8年3月31日までに報告があったものとして取り扱いますのでお知らせします。 ※令和8年3月31日までに令和6年度決算の情報を、一度も報告いただけていない事業所におかれましては、令和8年3月3日の通知のとおり減算対象となりますので御留意ください。 以上、よろしくお願いいたします。 (発信元) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当 TEL:044-200-0082 メール:40sidou@city.kawasaki.jp